

妊婦分娩事前宿泊支援事業 Q & A

【妊婦向け】

Q2-1 誰がこの事業の対象か。

A2-1 分娩の時点で奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町）に住民票がある妊婦、または奥能登2市2町に里帰りする妊婦で、七尾市内の対象医療機関（公立能登総合病院、恵寿総合病院、の2機関以下「分娩取扱施設」といいます。）で分娩予定の妊婦が対象となります。

Q2-2 里帰りの妊婦は対象か。

A2-2 令和8年度から里帰り妊婦も対象となります。

Q2-3 いつからいつまでが本事業による事前宿泊の対象となるのか。

A2-3 担当の医師が当該妊婦に事前宿泊が必要と認めた日から、陣痛が始まった日もしくは医療保険の適用開始日の早い日の前日までとなります。

日数	1日目	2日目	・・・	13日目	14日目 (上限)	15日目
内容	事前宿泊 開始	宿泊	→			陣痛開始 もしくは 保険適用開始
妊婦 負担	本事業対象（1日あたり自己負担2,000円）					自己負担

Q2-4 いつから事前宿泊を開始するのか、誰がどのように判断するのか。

A2-4 分娩取扱施設の担当の医師と相談のうえ、事前宿泊の開始日を決めてください。体調や家庭の事情、天候等を踏まえて、医師とご相談ください。

Q2-5 事前宿泊を利用したいが、どのような手続きが必要か。

A2-5 まず、分娩取扱施設の担当の医師にご相談ください。そのうえで、妊婦分娩事前宿泊支援事業利用申請書（様式1または様式1-2）の申請者記入欄に必要事項を記入し、分娩取扱施設へご提出ください。

Q2-6 子どもや家族と一緒に事前宿泊できるのか。

A2-6 分娩取扱施設での事前宿泊は、妊婦ご自身のみとなります。ご家族等との事前宿泊をご希望の場合は、ホテル・旅館等の利用をご検討ください（自治体により、助成の対象となる場合があります。詳細は、各市町の母子保健担当課にお問い合わせください）。

Q2-7 必ず分娩取扱施設で事前宿泊できるのか。

A2-7 分娩取扱施設や妊婦の状況等により、必ずしも事前宿泊できるわけではありません。事前宿泊の可否や期間については、あらかじめ分娩取扱施設とご相談ください。

Q2-8 費用はどのように支払えばよいか。

A2-8 自己負担分(2,000円×日数)を分娩取扱施設にお支払いください。

Q2-9 実際の分娩が予定日より遅れるなど、事前宿泊の利用日数が14日を超えた場合、費用はどうなるのか。

A2-9 14日を超えた分については、妊婦が分娩取扱施設へ実費をご負担いただきます。

Q2-10 令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間以外での事前宿泊について、この事業の対象となるか。

A2-10 上記の期間以外での事前宿泊については、この事業の対象となりません。上記期間以外の日にかかる実費分を分娩取扱施設へご負担いただくこととなりますので、あらかじめ分娩取扱施設とご相談ください。

（例）令和8年3月27日～4月2日に事前宿泊し、4月3日に分娩した場合、3月27日～3月31日分はこの事業の対象（2,000円×5日分＝10,000円負担）となり、4月1日～2日分は分娩取扱施設へ実費分をご負担いただきます。

Q2-11 自宅から分娩取扱施設までの交通費や、妊婦のホテル等宿泊施設での事前宿泊費に対する助成はあるか。

A2-11 各市町で、本事業と別に助成を実施している場合がありますので、お住まいの市町の母子保健担当課にお問い合わせください（自治体によっては、助成の対象とならない場合があります）。